

令和 7 年 度

可 茂 衛 生 施 設 利 用 組 合

定 期 監 査 結 果 報 告 書

令和 7 年 9 月 26 日

可茂衛生施設利用組合監査委員

地方自治法及び可茂衛生施設利用組合監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象、実施場所及び日程

- (1) 監査対象 総務課、業務課、建設推進室
- (2) 対象年度 令和6年度執行分
- (3) 実施場所 ささゆりクリーンパーク 大研修室
- (4) 実施日程 令和7年4月1日から令和7年7月26日まで

第3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

第4 監査の主な実施内容

被監査課において執行されている契約事務等の各種事務が、契約規則や会計規則、マニュアル等の内部統制に従って処理されているかの抽出試査並びに各課から収集した関係資料の内容審査、ヒアリング、現場での実査を書記が事前に実施（予備監査）するとともに、予備監査結果をふまえたうえで、監査委員が被監査課職員から直接説明を受け、口頭により質問する方法により実施した。

第5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、軽微な事項については、監査時に改善するよう口頭で求め、その後の対応を含めて報告を受けたため、その記述は省略する。今後は事務の執行にあたっては、次の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

要望事項

近年の物価高騰及び人件費の上昇に伴い、組合を構成する各市町村の財政が厳しさを増す中、組合にあっては、分担金という限られた財源を有効かつ計画的に活用する行財政運営が求められる。次期ごみ処理施設の建設に向けた事業が活発となる中、共同処理の実施にあっては、一部事務組合として期待される「合理化」を追求し、住民の負託に十分応えられるよう、更なる努力と研鑽を積まれることを要望する。